

契約保証および前払金保証の電子化について

長浜市では、令和5年1月から契約保証および前払金保証について、**電子証書による取扱いを開始します。**

具体的な証書の電子化については**保証機関（保証事業会社）に確認したうえで**、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

電子化の対象となる保証証書

保証の種類	証書等の種類	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社 ※
前払金保証 (中間前払金含む)	前払金保証証書	保証事業会社 ※

※ 西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

なお、金融機関の「保証書」や、保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」は、従来どおり紙の証書や証券の提出が必要です。

電子化による取扱いのイメージ

